

1.生活援助サービスとは

矢巾町

生活援助とは	[参照]老計第 10 号 平成 12 年 3 月 17 日
身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。） ※ 次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。 (1) 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 (2) 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為 ・ 日常性に支障が生じない行為（草むしり、花木、ペットの世話等）や日常的な家事の範囲を超える行為(家具の移動、大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ、植木の剪定等)は生活援助の内容に含まれない。	

2.生活援助の算定について

生活援助中心型について	【参照】厚生省告示第 19 号 注 3
生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者等）に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。	

「生活援助中心型」の単位を算定する場合

【参照】労企第 36 号 第 2 の 2 (5)

注 3 において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

3. 考え方

サービス利用条件の定義確認

【同居家族について】

同居家族がいる場合は原則生活援助の算定は認められません。

本町が定める「同居家族」とは

住居形態	ポイント
一般住宅	同一の家屋に家族が住んでいる
二世帯住宅	建物が内部でつながっており、被介護者と建物の外部を介さず接触できる家族がいる
アパート等	同一の物件に家族が住んでいる（物件の外部を介さなければ被介護者と接触できない場合は別居とする）

【やむを得ない事情について】

利用者に同居の家族がいる場合でも一律にサービス利用ができないということではなくご家族等の状況等を確認し「やむを得ない事情があり同居人の家事が困難とみなされる場合」は利用可能となるケースもあります。

困難な事情の例

例	注意するポイント
同居人がいるが、仕事等により長期間不在となることが日常的にある	日中に仕事で独居の状態になるが、朝、夜には同居の状態になる場合は含まない
同居人が手術後のリハビリ等で家事をすることが困難な場合	回復により状況が変化した場合は必ずプランを変更してください
虐待や介護放棄など、家族等と関係性が改善不可能と思われる状況となっている場合	単なる不仲や、気を使ってお願いできないなど関係性の改善の余地がある場合は認められません

具体的な個別ケースにより検討されることとなりますので、判断に迷う場合はご相談ください。

介護保険による生活援助でのサービス提供における注意点

サービス種類	注意点
買い物代行	日常生活を営むために必要不可欠な物品の購入のみが対象となります。 嗜好品、利用者本人以外のものの物品、娯楽品など、本人が日常生活を営む上で必要不可欠とは言えないものは対象外となります。
郵便物の投函	投函しなければ日常生活に甚大な影響が出ると考えられ、かつ郵便以外に代替手段がないものに限りします。 ※集荷サービスなど、生活援助以外の方法で対応できないかを必ず事前に検討してください。 【対象外の具体例】 年賀状やサプリメントの定期購入のはがきなど、日常生活に甚大な影響を及ぼすとは考えにくいものは対象外となります。

生活援助 Q&A

質問	回答
共有部分の掃除は出来るのか？	共有部分（居間・食堂・台所・浴室・トイレなど）の掃除は、<u>原則としてできません</u>。しかし、以下のような場合は利用者の状態と生活実態によって、個別に判断し算定可能とすることもできます。 例） ・共有部分を利用するのが要介護認定を受けている高齢の夫婦である場合 ・家族が朝早くから夜遅くまで就労しておりトイレをほとんど使っていないが、本人の失禁が多く衛生面・転倒防止の観点から日中にトイレ掃除をする必要がある場合 等
一度算定可能となった場合は継続的に算定できるのか？	利用者の生活環境や身体状況等に変化が生じた場合は、再度アセスメントを行い、ケアプランの見直しを行った結果、「生活援助」の算定理由に該当しなくなれば生活援助の算定は不可となります。
最終判断は保険者が行うのか？	最終的には、適切に行ったアセスメントに基づいてケアマネジャーが判断することになります。ただし、ケアマネジャーは、適切な判断を行うために、サービス担当者会議や各専門職種の意見・各種制度関係資料をもとに、その根拠等の確認を行ってください。算定の可否について迷った場合は、ご相談等対応いたします。ただし、ケアプラン点検等を実施した際に、生活援助の算定が不適切と思われる場合には、指導を行う場合があります。
訪問介護事業所も算定根拠は記録が必要か？	必要です。ケアマネジャーや地域包括支援センターだけではなく、訪問介護事業者も、訪問介護計画書に位置付け、支援目標やサービス内容に併せて生活援助算定理由も明記しておく必要があります。訪問介護事業所としても、生活援助算定の必要性を認め、サービス担当者会議で合意していることが前提になります。